

返 戻 金 制 度

弊社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

当社では、当社の職業紹介により採用された求職者（以下「採用決定者」といいます。）が、入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、以下の基準に基づき、受領した紹介手数料の一部を求人者に返還する返戻金制度を設けております。

【返戻金の基準】

採用決定者が求人者において就労を開始した日から起算して1ヶ月以内に、求人者の責に帰すべき事由によらず、採用決定者の都合により退職した場合、当社は以下の基準に基づき紹介手数料を返還いたします。

(1) 就労期間7日以内

紹介手数料の70%

(2) 就労期間7日超1ヶ月以内

紹介手数料の30%

返戻金については、原則として採用決定者が退職した月の翌月末までに返還いたします。

【個別契約による取扱い】

なお、当該返戻金制度については、当社が提供する職業紹介サービスの内容、採用決定者の雇用形態、採用職種その他の取引条件等に応じて、求人者との個別の職業紹介契約、覚書その他の合意により、上記と異なる返戻期間、返戻率、返戻条件または適用除外事由を定める場合がございます。

その場合には、当該求人者との個別契約等に定める返戻金制度の内容が適用されます。

株式会社ライトミル

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-318888